

行政経営 1次評価選定リスト

資料 C

主管課	評価事業名称	決算額 (千円)	上段:事業概要 所管課が課題と考える内容	担当課評価	評価の視点
財政課	ふるさと応援寄附金(ふるさと納税)	487	ふるさと納税制度をした者に記念品を送付 寄附に対する返礼品が華美になる一方で、返礼品送付について、国からは寄附金の趣旨を踏まえた良識ある対応が地方自治体に求められている。 ふるさと納税の意義:1 納税者が寄附先を選択(使途を考えるきっかけ)する制度 2 応援したい地域へ力になれる制度 3自治体が国民に取組をアピール	拡充	寄附の記念品として、従来の「庄原市特産品セット」、「木の器」、「市誌・町史誌」に加え、平成27年度から「比婆牛ステーキ肉」を追加した。平成27年度では、現在取り組んでいる「庄原の逸品」を記念品に追加することを検討している。 本制度は、収入の確保はもとより、寄附者に本市のPR、市内産物需要拡大などの効果があり、制度の趣旨を踏まえるなかで、記念品目の追加及び制度のPR手法について意見を求める。
管財課	土地開発公社運営補助金	97	公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、市に代わって土地の先行取得、管理及び処分等を行う。 現在、保有する土地等が無い。	現行どおり	平成25年度に旧ニッツグランドの土地11,919.99㎡を市に売却し、現在は、保有財産がないが、一旦解散すると先行取得の必要が生じたときは、再設立に相当な手続き費用が必要なことから、当面、運営費の縮減を図りながら、現行どおりとすることが適当と考えるが、存続を含め今後の事業のあり方について意見を求める。
自治定住課	自治振興区活動促進補助金	9,417	自治振興区が策定した地域振興計画に基づく事業に補助(補助率:4/5) 近年補助金申請数が落ちており、補助金の交付を受けた自治振興区において、効果的に地域の取組に生かされているか、事業が継続的に実施されているか調査し、調査結果に基づき助言を行う必要がある。また、合併当時から実施されている当該補助金は、毎年申請件数が減っている。	制度の見直し	補助金交付要綱で、実施した補助事業の効果について、交付後数年間の活動実績(ハードの場合は利用実績)の報告を義務づけ、効果について検証を行うことにより、適切な助言や自治振興区やまちづくり活動団体間で優良事例の共有などに努めるよう制度の見直しを行うことについて意見を求める。
自治定住課	地域づくりリーダー育成事業補助金	0	自治振興区活動など地域づくり活動を実践している者の研修等に補助(補助率:3/4) 各自治振興区において、独自で研修も行われており、当該事業の必要性がなくなっている。平成25年度、平成26年度は利用実績なし。	統合を前提とした終了	市民団体へ公益的なまちづくり活動に対しての補助金事業「まちづくり応援補助金」のメニューの一つとして、「まちづくり人材育成補助金」があり、この事業との統合も考えられることから意見を求める。
自治定住課	高速バス活用による定住対策補助金	842	市内から広島市内に高速バスの定期乗車券を利用して通勤・通学する市民に補助(補助率:1/2) 路線、運行ダイヤの現状から、市内全域からは困難であり、勤務先も限定されることから、定住対策より高速バスの利用促進の側面が大きい。また、遠距離通勤対応として通勤者の利用は年間3名程度に留まっている。	終了	わずかながら転出の歯止めにはなっていると考えるが、利用者数が少なく他の手法を模索すべきと考え終了とすることについて意見を求める。 あわせて、高速バスの利用促進、通学者の支援の観点についても意見を伺いたい。
自治定住課	転入定住者起業補助金	2,000	本市で起業しようとする転入定住者に対し、補助金(補助率:1/3)を交付 起業後の事業の自立性、継続性が課題である。また、転入定住者に限定されており、申請件数も少ない。	事業手法を見直し	起業に伴うリスクを考慮した場合、補助金としての支援制度が適切であるのか再検討すべきと考えており、金融機関と連携した貸付制度への転換について意見を求める。
自治定住課	新婚世帯定住促進補助金	4,821	新婚世帯が民間賃貸住宅に居住する場合に、家賃・通勤経費を補助(補助額:月額実家賃負担額から3万円差し引いた額(上限2万円)通勤加算あり) 緊急経済対策事業の一環として実施したが、対象物件のある地域は庄原、東城とたよっており、賃貸住宅であり、一時滞的な要素もあり、対象期間に転居、転出している辞令もある。	統合を前提とした終了	本制度は、新婚世帯に限定されるため、広く若者の定住につなげる支援策として転入定住者住宅取得及び改修補助金への統合について意見を求める。

行政経営 1次評価選定リスト

資料 C

主管課	評価事業名称	決算額 (千円)	上段:事業概要 所管課が課題と考える内容	担当課評価	評価の視点
情報政策課	イントラネット管理事業(公衆無線LAN)	472	公共施設に整備した高速な無線インターネット環境を登録者が無料で利用できる。 現在の施設は、e-しょうばらネットの通信回線容量の制限により、今以上の公衆無線LAN施設の増設ができない。	拡充	スマートフォンやタブレット端末の普及により、Wi-Fi接続環境の充実が求められている。今後の超高速情報通信網の整備にあわせ、公衆無線LAN施設の増設や、フリースポット化が必要と考えており、意見を求める。
情報政策課	庄原市ホームページ	2,463	市ホームページを開設し、市内外への行政情報の発信を積極的に行う。 ページの構成が複雑なため、構成のリニューアルが必要であると認識している。また、定期的なリンク切れチェックなどのページ監視の強化が必要である。加えて外国語への対応やユニバーサルデザインへの対応も必要である。	拡充	利用者から「必要な情報にたどり着きにくい。」などの意見があることや、リンク切れや終了した情報などが掲載されている場合があり、ページ構成の拡充とページ管理体制の拡充(改善)が必要と考えており、意見を求める。
危機管理課	防犯灯設置補助金	507	自治振興区等にLED防犯灯設置費を補助(補助率:2/3) 平成24年度から開始し、各自治振興区による防犯に対する意識の醸成がなされている。	現行どおり	夜間における防犯効果が上がるとともに、交通安全の観点からも歩行者等の安全を確保することができており、現行どおりと考えることについて意見を求める。
危機管理課	消防施設整備補助金	1,621	自治振興区・消防後援会等へ防火水槽(補助額:新設40万円)や消防団格納庫(詰所)新設・改修経費(補助率:1/3)を助成 経年劣化による施設の老朽化が懸念されている。	現行どおり	消防団活動の充実が図られており、今後、施設の老朽化が懸念されるが、要望に応じた予算措置を行っており、制度は現行どおりが適当と考えることについて意見を求める。
危機管理課	防災行政無線施設の管理道維持管理事業	50	防災行政無線施設の点検管理道の維持管理(草刈)業務 市農村整備課が県単独林道整備事業 林道開設事業等で本線の林道改良、林道舗装の改良事業計画を県へ提出しているが、未採択となっている。	事業手法を見直し	防災行政無線のため林道維持費用がかかっている。県事業の採択されれば経費の軽減が図れるため、今後も引き続き県に要望することと、採択までの間は、市が管理費を負担することについて意見を求める。

産業交流 1次評価選定リスト

資料 C

主管課	評価事業名称	決算額 (千円)	上段:事業概要 所管課が課題と考える内容	担当課評価	評価の視点
農業振興課	農村集会施設等管理事業	12,318	農村集会施設21施設、農業振興施設8施設、農村広場12施設等、計50施設の管理 年々、老朽化が進み、修繕等の維持管理経費の増大が懸念される。	事業見直し	本施設に限らず、施設管理全体に対する基本方針を定め、施設の統廃合・地元移管を含め管理体制のあり方を検討することについて意見を求める。
農業振興課	農地利用集積促進事業補助金	8,903	大規模農業者が、6年以上の賃貸借を設定した場合に補助金を交付 農地を集約する担い手を助成する意義は大きいと考えるが、賃料が低額となる傾向があり、補助額及び更新も対象としていることの妥当性について課題がある。	現行どおり	賃料が低額となる傾向にあるが、今後も現行どおりの補助額及び更新も交付対象とすることについて意見を求める。
農業振興課	大崎上島交流負担金	83	大崎上島町の「すみれ祭り」で庄原市のPR及び特産品の販売 合併前からの高野地域に限定した交流事業となっているが、事業終了とした場合、交流が途絶える可能性が高い。	現行どおり	「道の駅たかの」への大崎上島町からの特産品出荷の動機付けともなっており、一定の効果があることから、現行どおりとすることについて意見を求める。
農業振興課	がんばる農業支援事業補助金	14,278	「農業所得10%アップ」を目指し、農業者が機械施設等を整備した場合に補助金を交付 毎年申請者が増加しており、予算が不足する事態が発生している。	現行どおり	農業経営は非常に厳しい状況。機械施設等については、県費等での対応は限られたものへの補助しかなく、それ以外は市費で対応するしかない。農業経営者の経費負担の軽減による経営意欲の向上や所得増は必要不可欠な施策であり、現行どおりとすることについて意見を求める。
農業振興課	新規就農者育成事業奨励金	1,680	農業専業経営希望者が市内農家等で研修を行う者又は営農を開始する者に補助金を交付 経営開始型は、国の要件が年々厳しくなり(特に経営リスク負担)単市事業の需要は益々増加傾向にある。一方、準備型は全農の研修など条件整備が進み需要がない。	拡充	準備型は全農が創設した総合的な研修を活用すれば研修先の選択肢も広がるなど条件整備が進んでおり、平成26年度以降、活用がなく終了とすることについて意見を求める。 また、経営開始型は単市の制度の需要が増しており、拡充することについて意見を求める。
農業振興課	資源循環型農業確立支援事業(土壌分析事業)	55	家畜ふん尿堆肥を利用して農作物を生産する農業者が農業協同組合が委託し、土壌分析を行った経費を補助する。(補助率:1/3) 循環型農業の確立や堆肥利用促進の上では必要であるが、制度の必要性を検討すべき。	現行どおり	農作物の生産においては、土づくりは重要であり、化学肥料低減を図ることにより、堆肥利用を促進する必要がある、現行どおりとすることについて意見を求める。
林業振興課	再造林支援事業	912	森林組合、森林所有者に針葉樹等の再造林(伐採後の再植林)に補助(補助率:県補助額の1/2) 市内の人工林(スギ・ヒノキ)の多くが今後10年間で主伐時期を迎えるなか、伐採後の再造林が減少することにより、40年50年先の人工林資源が不足し、ひいては生物多様性や水土保全などの森林の持つ機能の低下が危惧される。	現行どおり	植栽から伐採までの森林施業は長期間を要するため、単年での評価は困難であるが、今後も森林資源を活用しながら将来に渡り循環型の森林整備を継続する必要がある、現行どおりとすることについて意見を求める。
林業振興課	有害鳥獣防除事業(防除柵設置事業)補助金	17,977	有害鳥獣から被害を防護するための電気牧柵、フェンス等の購入を補助(補助率:1/2) イノシシ等の有害鳥獣被害については、地域ぐるみでの防除対策の普及とイノシシの捕獲対策の両面から取り組んでいるが、中山間に位置する本市の地理的条件もあり、全ての農地の被害を防ぐことは困難な状況である。	現行どおり	イノシシ等の有害鳥獣からの農作物被害の軽減を目的として、農家自らの防除手段が必要であり、行政としても支援の必要があると考え現行どおりとすることについて意見を求める。

産業交流 1次評価選定リスト

資料 C

主管課	評価事業名称	決算額 (千円)	上段:事業概要 所管課が課題と考える内容	担当課評価	評価の視点
林業振興課	原木しいたけ品評会開催事業補助金	102	庄原市原木しいたけ生産協議会主催の品評会開催経費へ補助金(補助額:定額102千円)を交付 生産者の高齢化等による生産戸数も減少傾向であり、技術的、作業的な効率向上に向けた支援も必要	現行どおり	市内の森林資源(ほだ木)を活用した原木栽培のしいたけ生産について、協議会員である生産者自らの技術的・優良品生産の向上に向けた事業であるため、継続が適当であると考えることについて意見を求める。
商工観光課	平成26年度庄原市地域振興商品券発行事業	40,563	庄原商工会議所、備北・東城町商工会が実施するプレミアム付き商品券の発行を支援する。 事業の実施により、商業者等の販売意欲の喚起及び地域消費の拡大による経済活性化に効果があったのか不透明	事業手法を見直し	平成27年度も国の緊急経済対策事業と連携し、同様の事業を実施することとなるが、今後は真に経済活性化に効果があったか検証し、商品券事業のあり方、また、他の事業手法も含めて検討を行う必要がある。
商工観光課	花いっぱい運動事業補助金	300	補助金交付団体本町支部女性会の主な活動:市街地へ鉢植えの街路樹や花のプランターの設置 「まちづくり」の観点での取り組みとするか、「観光」となりうる事業なのかの岐路を迎えている。また、全市的な取り組みについても検討することが必要となっている。	拡充	花と緑のまちづくりに大きく寄与しており、継続する必要性も高いと考えるが、オープンガーデン事業との統合も含み連携を強化し「観光」としての視点から継続するか、まちづくりの観点から自治振興区の自主的な取り組みの中での実施も検討する必要がある。市としては、「観光」とし継続して取組むべきと考えることについて意見を求める。
商工観光課	光のまちづくり事業	1,800	マイルミネーションコンテスト(国営備北丘陵公園とのコラボレーション)、まちなかイルミネーションの実施 国営備北丘陵公園ウィンターイルミネーションに関連事業であるが、事業効果を検証する必要がある。	現行どおり	国営備北丘陵公園ウィンターイルミネーションとのコラボレーションにより、市街地に入り込み客を誘導し、まちなかの活性化を目指す事業であり、各種取組みにより効果が現れており、現行どおりとすることについて意見を求める。
商工観光課	企業立地促進条例助成金	10,870	市営庄原工業団地への企業誘致を推進するため、庄原市独自の助成制度土地分譲代金助成、市内居住者の新規雇用助成、設備助成 県内他市町でも同様の制度があり、助成金の増額が行われている。	拡充	分譲率76.8%、残る分譲面積は約1.5ヘクタールとなっており、地域の雇用創出等には一定の成果があった。しかしながら、他市町で助成金の増額が行われていることから、本市においても制度の拡充が必要と考えることについて意見を求める。
商工観光課	庄原まちなか花会議負担金	2,500	花会議の主な活動:ガーデニング講習会・体験、小中学校講師派遣、さとやまガーデンコンテスト、庄原さとやまオープンガーデン(春・秋) 「地域コミュニティの輪」や「青少年の健全育成」など地域づくり活動が増加しており、観光交流事業だけでなく、幅広く「花と緑のまちづくり活動」を支援することが必要	拡充	財政的支援の拡充ではなく、活動の成果が様々な分野に発展しており、自治振興区を含めた他のまちづくり活動団体との連携や行政の組織横断的な支援体制を確立することが必要であると考えることについて意見を求める。
商工観光課	広島県雪合戦大会補助金	2,000	広島県雪合戦大会開催経費の支援 雪合戦大会は、国際ルールに則ったウィンタースポーツであり、所管について商工観光課だけでなく、スポーツ振興の視点も必要	現行どおり	地域資源を活用した広島県を代表する大イベントとして定着しており、スポーツ関係団体との連携を強化しつつ、現行どおりとすることについて意見を求める。

民生 1次評価選定リスト

資料 C

主管課	評価事業名称	決算額 (千円)	上段:事業概要 所管課が課題と考える内容	担当課評価	評価の視点
市民生活課	しょうばろ国際 交流協会負担 金	3,498	国際交流事業の企画、開催、運営について負担金を支出 参加をしやすい行事の企画が必要である。	現行どおり	他国との交流は必要と考える。今後も事業内容を検討しながら、負担金事業としては現 行どおりとすることについて意見を求める。
市民生活課	庄原市日中親 善協会負担金	85	庄原市日中親善協会の活動に対し、負担金を支出 昨今の日本国と中国との関係悪化の中、充分な事業実施が困難な状況にある。	統合を前提 とした終了	日中親善協会としての活動が少ないため国際交流協会との合併を検討すべきとの方向 性について意見を求める。
保健医療課	歯科衛生連絡 協議会負担金	475	協議会の主な活動:学校での健康教育・歯みがき指導や高齢者の8020達成者表彰 H26年度歯科医師と歯科衛生士の歯磨き指導における報償費単価改定や8020表 彰者の増加により、現行の市負担金では活動に支障が生じる可能性がある。	現行どおり	こどもに対する歯みがき指導は、虫歯や歯周疾患予防等に効果があり、また、8020表 彰事業は市内歯科医院の大半から表彰推薦の提出があることから、事業継続が望まし いと考えていることについて意見を求める。
保健医療課	不妊治療費補 助金	3,008	医療保険対象外の特定不妊治療を行う者に補助金(補助額:採卵を伴う場合15万 円/回)を交付 市と県の補助金を活用した場合も1申請あたり124,546円の自己負担が生じ、負担 軽減施策として十分とはいえない。	拡充	申請実人数や相談件数は増加傾向にあり、一部の近隣市町では自己負担を無料化す るなど、拡充の動きが見られる。今後も更なる需要が見込まれることから、一般不妊治 療や不妊検査への補助も含め拡充を検討することについて意見を求める。
保健医療課	妊婦健康診査 事業	16,397	妊婦健康診査の受診費を14回以内で補助 全ての妊婦が健康診査を必要に応じた回数受けられるよう、健康診査の必要性に ついてアナウンスすることが必要	現行どおり	妊婦期の健康管理や負担軽減の必要性に鑑み、現行どおりとすることについて意見を 求める。
保健医療課	広島県地域保 健医療推進機 構負担金	4,696	医師確保、人材育成等「地域保健医療対策事業」を目的に県、市町、広島大学、 県医師会等で設立した「広島県地域保健医療推進機構」の運営に必要な経費を 負担 西城市民病院から医師配置の要望を行っているが、現在のところ配置がない。	現行どおり	庄原赤十字病院及び総領診療所、庄原市西城市民病院から医師の配置を要望し、現 在庄原赤十字病院へ2名、総領診療所へ1名が配置されており、本事業は、中山間地 域の医療従事者確保に必要と考える。また、西城市民病院が平成27年4月1日から「へ き地医療拠点病院」に指定されたことで、医師の配置を期待していることから、現行ど おり実施すべきと考えることについて意見を求める。
社会福祉課	身体障害者自 動車改造費給 付事業	419	身体障害者等に自動車改造費の9割(上限:10万円)を給付 他市町との補助率や所得制限の基準に差異がある。	拡充	他市町は、全額(10割)給付が多く、補助率(本市9割)について、検討が必要と考える。ま た、 所得要件について、現行要件では制限対象者はごく少数であり、他市は特別障害者手 当の所得基準に準じるなど差異がある。 これらを検討したところ、補助率については10割とし、所得制限は現行どおりとすること について意見を求める。
社会福祉課	重度心身障害 者在宅介護手 当交付事業	4,170	身体障害者手帳所持者、かつ、常時介護を必要とする者を在宅で介護している 者に介護手当を交付(月額:5,000円) 施設入所や長期入院による資格喪失の把握漏れをなくすよう、対象者への情報提 供を徹底する必要がある。	現行どおり	事業の目的にかなった制度であると考えている。また、施設入所による公費負担の面 からも、在宅介護者への慰労金給付は適切であると考えており、現行どおりとすること について意見を求める。

民生 1次評価選定リスト

資料 C

主管課	評価事業名称	決算額 (千円)	上段:事業概要 所管課が課題と考える内容	担当課評価	評価の視点
社会福祉課	障害者福祉事業所通所助成金交付事業	3,603	障害者作業所等へ通所する障害者に通所助成金(補助率:公共交通機関の場合1/2) 手帳のない障害者が通所する場合に、公共交通機関の運賃半額適用がないため、通所費用が実質1/2負担となる。公共交通機関の半額適用の場合は、助成金により自己負担なし。	拡充	手帳のない障害者が通所する場合及び精神障害者がJRを利用する場合は、自己負担が生じるなどの課題がある。交通費の実費を助成し、自己負担なしとなるよう拡充することについて、意見を求める。
高齢者福祉課	敬老会事業補助金	13,220	敬老会事業を主催する自治振興区、地区社会福祉協議会等に75歳以上の高齢者数に、1,440円を乗じた額(敬老会事業に要する経費が上限)を補助 地域包括ケアシステムの構築等、地域の力を醸成する必要性が高まってきており、敬老会事業の充実、地域団体の育成が必要と考える。	拡充	平成20年度に1人あたり1,800円から1,440円に変更したが、地域の福祉力を醸成することは、地域包括ケアシステムの構築において基本かつ重要な項目であり、活動の充実を図るために補助額の増額を検討することについて意見を求める。
高齢者福祉課	在宅高齢者介護慰労金支給事業	13,255	重度の介護を必要とする在宅高齢者を介護している者に慰労金を支給(月額:5,000円) 介護保険の施設整備が進み、施設サービスやショートステイの介護給付費が増加している。それに伴い支給件数及び金額が減少傾向にある。一方で一部の対象者から支給額増額の要望もある。	現行どおり	事業の目的にかなった制度であり、在宅介護者への慰労金給付は適切であると考えている。 なお、支給額増額の要望があるが、単市事業であること平成25年度から月1,000円増額の見直しをしており、現行どおりの支給額が適当と考えることについて意見を求める。
高齢者福祉課	敬老祝金支給事業	840	100歳以上の高齢者に祝金を支給(一律10,000円/年、100歳到達者加算あり) 市長から直接祝金を手渡しすることを原則としており、日程調整のため支給に時間を要する等の事務的な課題を除き、特に課題はないと考える。	現行どおり	対象者が限定される事業であるが、高齢者の生きがいにつながる有意義な事業と考えており、現行どおりとすることについて意見を求める。
児童福祉課	保育所児童送迎車運転業務	29,203	保育所統廃合に伴う、保育所入所児童の送迎 保育所統廃合に伴い、保育所入所児童の送迎を目的に本事業を行っている。保育所統廃合10年を経たものもあり、このまま期間を限定せず送迎を継続すべきか課題といえる。	制度の見直し	義務教育とは異なり、国の財政措置もないこと、本事業実施区域でない地域との均衡も踏まえ、路線バス・スクールバスとの連携(混乗)、終期の設定、実施区域の見直し等、制度を見直すことについて意見を求める。
児童福祉課	青少年育成庄原市民会議補助金	588	市民会議の主な活動:各地区で防犯運動及びあいさつ運動を展開 推進母体であった社団法人青少年育成国民会議は、財政難のため平成21年8月31日に解散。平成22年10月20日破産手続開始決定。青少年育成広島県民会議は、平成23年4月1日付けで公益社団法人に移行し引き続き活動継続中である。	現行どおり	本事業により、青少年健全育成のための防犯運動及びあいさつ運動を展開することによる防犯的効果等を支援することができ、今後も現行どおりとすることについて意見を求める。
児童福祉課	里親会補助金	48	里親会の主な活動:啓発、一時里親促進事業、子育て研修会、里親研修会 備北管内の里親委託児童数は微増しているものの、高齢化による里親の減少が懸念される。	現行どおり	児童福祉法の精神に則り、里親に委託されている児童及び里親に委託することが適当と思われる児童の福祉の増進を図るため、今後も継続することが必要と考える。

民生 1次評価選定リスト

資料 C

主管課	評価事業名称	決算額 (千円)	上段:事業概要 所管課が課題と考える内容	担当課評価	評価の視点
児童福祉課	こどもまつり負担金 主催:庄原市こどもまつり実行委員会	80	内容:パネル展示/バザー/あそびのコーナー/緊急車両展示と試乗体験/リサイクル/動物ふれあい体験等 事務局を市が担当しているが、市も参加団体のひとつとして参加し、事務局は、実行委員会で運営するとより効果が発揮できるイベントだと考えられる。	制度の見直し	徐々に認知度もあがり、各地域からの参加者や賛同する団体も増えてきている。今後も事業を継続すべきと考えるが、事務局を行政以外の団体が行うなど、より、まちづくり活動団体主導で活性化が図られるよう、協働を模索すべきと考えることについて意見を求める。

環境建設 1次評価選定リスト

資料 C

主管課	評価事業名称	決算額 (千円)	上段:事業概要 所管課が課題と考える内容	担当課評価	評価の視点
環境政策課	地域ごみ集積所 設置補助金	360	地域が新たにごみ集積所を整備する経費に補助(補助率:1/2 補助限度額4万円) 新設が補助要件であるが、地域から、改修・修繕する場合も対象としてほしいとの要望が多い。また、新設の場合の集積箱が高価なため、補助金の上限をあげてほしいとの要望も多い。	拡充	本制度は、地域の環境、景観を保持し公衆衛生の向上に寄与する必要性の高い事業であり、地域から拡充要望が多く、上限をあげる改正を検討することについて意見を求める。
環境政策課	飲料水供給施設整備費補助金	7,920	上水道及び簡易水道給水区域以外で、新たにボーリング方式等により水源を整備する者に補助(補助率:1/2) 本制度の補助要件は、厚生労働省が定める水質基準項目の内、一部項目のみ対象である「飲適検査に適合すること。」となっており、必須検査項目から外れている項目が基準値を超えている場合は水質改善の必要があるが、申請者と施工業者の負担で対応すべきこととなる。	現行どおり	水の困窮者に対する生活支援を目的とするものであり、必要性の高い事業であると考えられる。また、現在の水質基準項目においても公的機関における飲適検査に適合することの要件であり、最低限度の水質は確保できるものであることから、現行どおりとすることについて意見を求める。
建設課	除雪事業	174,214	市道(車道・歩道)の道路除雪(国県道の歩道も広島県から受託している。) 除雪を受託する建設業者の減少、除雪機械のリースによる事業費の拡大が課題である。また、市保有の除雪機械については、業者貸与分を含めてもオペレータの継続的な確保が必要。	現行どおり	道路法に基づく義務ともいえる事業であり、現行どおりとするが、今後の安定的に持続可能な事業実施について意見を求める。
農村整備課	林道管理事業	4,884	庄原市林道管理規則第5条(維持管理)による林道草刈業務委託 現状、草刈等の通行を維持するための最低限度の維持管理を行っており、これ以上の経費削減は困難	現行どおり	本事業は、林道の草刈作業を実施することにより、林産資源の活用を図ることや防災行政無線及びテレビ中継局をはじめとした各施設の維持管理に必要な事業である。また、作業の実施については、自治会等の各種団体に協力いただいて実施しているものであることから、現行どおりとすることについて意見を求める。
都市整備課	木造住宅耐震診断及び耐震改修工事費補助金	0	木造住宅の耐震診断及び耐震改修工事に要する費用に対し、補助(補助率・診断:2/3・改修:1/3) 平成21年度から開始した補助制度で、耐震診断について過去2件の実績となっている。なお、耐震改修工事に関しては、実績0と利用が低迷している。	現行どおり	本市は、比較的地震の少ない地域で、住民の地震対策に係る関心が希薄であることが、実績数が上がらない要因の1つであると思われる。しかしながら、市民の生命、身体及び財産の保護するため必要な事業であり、今後は、引き続き広報・啓発活動に取り組むこととし、現行どおりとすることについて意見を求める。
都市整備課	建築物耐震化促進事業補助金	6,584	一定規模(要件)以上の建築物の耐震診断に要する費用に対し、補助(補助率:2/3) 本制度は耐震診断であったが、今後は、耐震改修工事費について検討する必要がある。なお、現時点では、耐震改修工事の実施は未定である。	終了	対象事業者(1者のみ)の実施により、平成26年度での事業完了となったため事業終了とするものであり、今後の耐震改修工事の支援のあり方について意見を伺う。
下水道課	融資あっせん利子補給補助金	251	公共下水道等の接続工事資金の融資あっせん及び利子補給 公共下水道は供用開始から、3年以内の接続が義務付けられているが、東城処理区を除き5年以内の改造工事を補助の要件となっている。	現行どおり	公共下水道等の本管整備は事業が終了し、供用開始から、5年以内(東城処理区は3年)の改造工事を補助の要件としており、地区ごとにも異なる扱いとなっているが、平成30年度末で対象者がいなくなることで、また、早期接続を促すため、平成30年度末まで現行制度を継続することについて意見を求める。